

令和3年 5月 27日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園
園長 山賀杏子

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※ 令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

（参考）「法定代理受領」通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。
- ・ 吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和2年度の公定価格の額について

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

教区標準時間認定(1号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	61,888	77,938
	5月	61,888	77,938
	6月	61,888	77,938
	7月	62,148	78,198
	8月	62,148	78,198
	9月	54,228	70,278
	10月	54,228	70,278
	11月	54,498	70,548
	12月	53,968	70,018
	1月	53,968	70,018
	2月	53,848	69,628
	3月	62,428	78,208

保育標準時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育標準時間	4月	53,100	68,660	116,140	
	5月	53,090	68,650	116,130	
	6月	53,090	68,650	116,130	
	7月	53,040	68,600	116,080	
	8月	53,060	68,620	116,100	
	9月	53,000	68,560	116,040	
	10月	53,000	68,560	116,040	
	11月	52,970	68,530	116,010	
	12月	53,020	68,580	116,060	
	1月	53,000	68,560	116,040	
	2月	52,330	67,690	114,670	
	3月	57,300	72,660	119,640	

保育短時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育短時間	4月	47,610	63,170	110,650	
	5月	47,600	63,160	110,640	
	6月	47,600	63,160	110,640	
	7月	47,550	63,110	110,590	
	8月	47,570	63,130	110,610	
	9月	47,510	63,070	110,550	
	10月	47,510	63,070	110,550	
	11月	47,480	63,040	110,520	
	12月	47,530	63,090	110,570	
	1月	47,510	63,070	110,550	
	2月	47,080	62,440	109,230	
	3月	52,050	67,410	114,200	

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。